



**地域、事業者、京都市が協力して
転入者の自治会・町内会加入について
話し合うための手引**

転入者地域交流支援制度について

令和6年3月

京都市文化市民局地域自治推進室

(075-222-3098)

目次

	頁
はじめに	2
1 転入される方が自治会等に参加されるまでの流れ	3
2 制度の対象について	4
3 地域と事業者の連絡調整について	5
・ 連絡調整を行う地域の窓口	
① まずは、事業者の窓口を確認しましょう	
② 次に、事業者に聞いてみましょう	
③ 地域において「転入者をどのように迎えるのか」を考えましょう	
④ 事業者に伝えましょう	
4 よくある質問	11
各種参考資料	15
資料① 京都市地域コミュニティ活性化推進条例に規定する連絡調整に関する要綱 (申出書等の各種様式)	
資料② 加入案内チラシの例	
☆ トピックス	
○ 自治会・町内会の強い味方：地域コミュニティサポートセンター	8
○ 共同住宅のコミュニティについて	9
○ 自治会・町内会の設立について	10
○ 参考となる工夫	13

はじめに

京都には、長い歴史に培われた住民自治の伝統が息づいており、自治会・町内会を中心に、防災訓練、高齢者や児童の登下校の見守りなどの地域活動や地蔵盆、運動会といった地域行事を通して、安心して快適に暮らせるまちが築かれています。

京都市では、マンションが建設される際や戸建住宅の宅地開発の際に、入居者が地域のつながりの輪に参加いただけるよう、地域と事業者との協力を橋渡しする仕組みとして、建築確認や宅地開発に係る申請手続の前に地域と協議していただくよう制度を設けており、事業者の皆様のご協力の下、自治会・町内会の加入につながる効果が現れています。

災害時においても、日頃からの顔の見える関係と地域での助け合い、支え合いが、暮らしの安心、そして命を守っています。

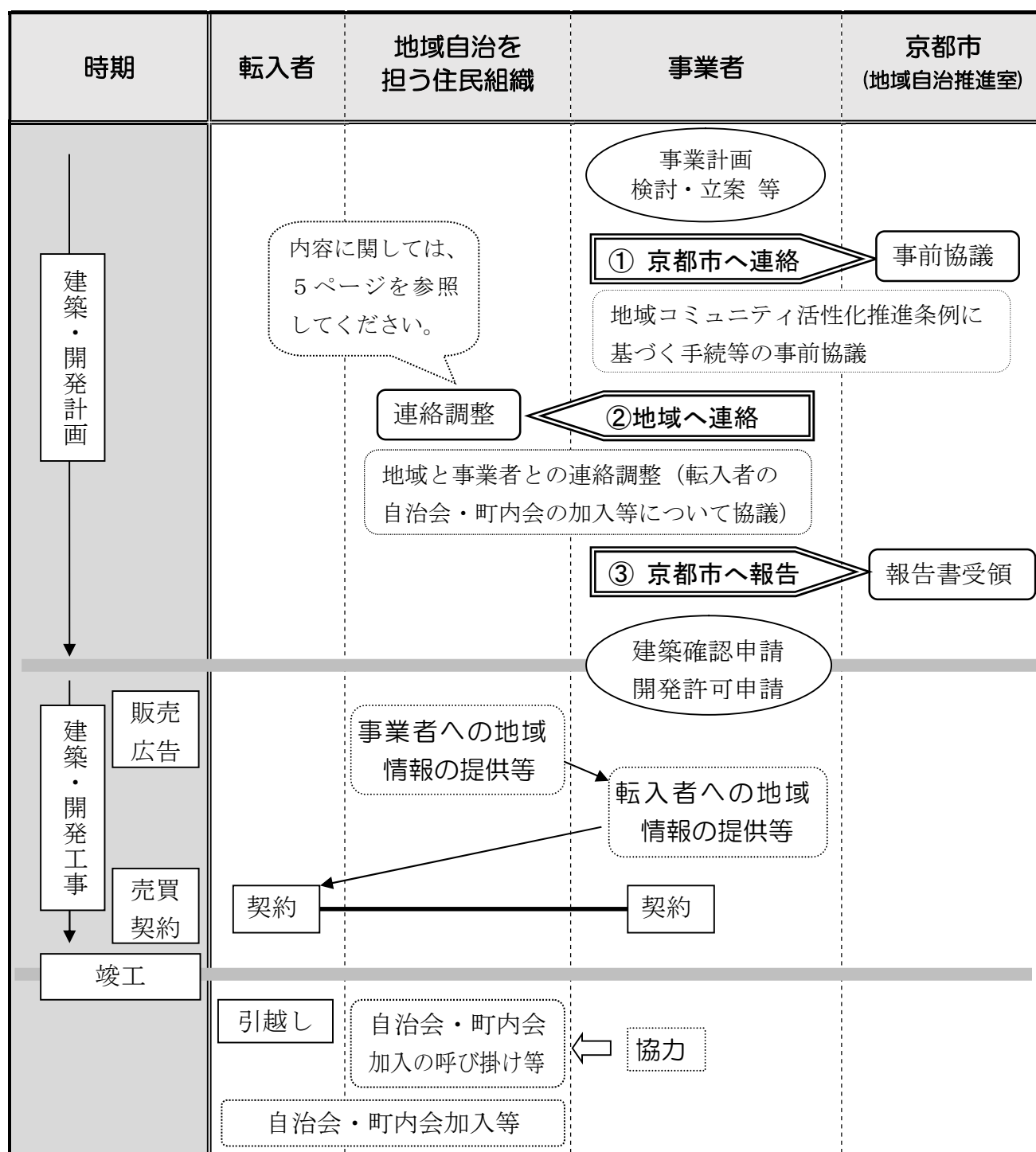
地域、事業者、京都市が連携して、京都ならではの地域のつながりをこれからも守っていくために、一層のご協力をお願いします。

地域の皆様が、事業者との協議を円滑に進むよう、本手引を作成しましたので、ご活用ください。

1 転入される方が自治会等に参加されるまでの流れ

「マンションが建つ」あるいは「宅地開発が行われる」場合、本制度の対象となる事業者は、建築確認、開発許可申請前に、地域（地域自治を担う住民組織（学区自治(会)連合会等））と連絡調整（転入者と地域住民との交流を促進するため、転入者への地域活動情報の提供や自治会・町内会への加入案内等についての協議）を行い、京都市（地域自治推進室）に報告していただきます。

転入される方が、自治会・町内会に参加されるまでの流れは、おおよそ次のようになります。



2 制度の対象について

制度の対象は、同時期に多くの転入者が見込まれる

大規模なマンション新築 や **大規模な宅地開発** です。

具体的には、

- ・ 3階建以上であり、かつ、15戸以上のマンション（特定共同住宅）の新築
- ・ 戸建住宅の宅地開発（1,000㎡以上で、開発許可を要するもの）

であり、事業者はそれぞれの申請手続の前に、自治会・町内会の加入等に関するについて、地域と話し合うこととしています。

また、

- ・ 上記以外の共同住宅、長屋、寄宿舍(例：寮など)
- ・ 上記のものに満たない戸建住宅の宅地開発（500㎡以上1,000㎡未満で、開発許可を要するもの）

については、地域からの申出があり、市長が必要と認めた場合は、制度の対象となりますが、この場合は、建築確認後又は開発許可後に連絡調整を行っていただき、その結果を京都市に報告していただくことになります。

～転入者地域交流支援制度運用に当たって～

本制度の運用を新たな契機として、地域、事業者、京都市が連携して、自治会・町内会への加入促進に取り組む機運と京都での住まいを探す際に地域活動を重視する意識を高めるとともに、京都ならではの地域のつながりを大切に、転入者と地域住民が安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指していきます。

各地域におかれては、本制度に基づく取組に加え、既存のマンション等の未加入者への声かけや新たな自治会の結成などについても、ご協力をいただきますようお願いいたします。

3 地域と事業者の連絡調整について

転入者の加入率が高い地域の声をうかがうと、「引っ越してきた方に、早く声を掛けることが大切」と言われます。

転入者に早くから声を掛けるために、「転入者地域交流支援制度」を活用し、事業者の協力を得ながら準備を進め、引っ越してこられるタイミングを逃さないようにしていきましょう。

地域と事業者との連絡調整は、大まかに以下の手順になります。

- ① 事業者の窓口となる担当者を確認する。
- ② 事業計画の内容について説明を受ける。
- ③ 地域の状況を共有する。
- ④ 協議（転入者と地域住民との交流の促進に関する事項で、入居者の自治会加入に関する事など）

④協議は、早期に開始することが望ましく、戸数や区画数がある程度明確になった時期が一つの目安^{※1}と考えられます。

※1 特定共同住宅であれば、中高層条例に基づく標識設置の後、開発案件であれば、京都市との事前協議完了（公共施設の管理者の同意等（都市計画法第32条））の頃

＜ご注意ください！！＞

建築や開発を実施するかどうかや事業の内容^{※2}について、協議する制度ではありません。

※2 日照や駐車場の場所など建築計画に係る事項や工事の日時、工事車両の経路、騒音など、工事に関する事項は制度の対象ではありません。

・ 連絡調整を行う地域の窓口

基本的には、「地域自治を担う住民組織」（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3項）の代表者（学区自治（会）連合会長等）です。

規模や立地等、地域の事情に応じて、自治会長や町内会長が対応していただくことも可能です。あらかじめ、地域の窓口となる方を本市にお知らせいただければ、本市から事業者にお伝えします。

① まずは、事業者の窓口を確認しましょう

マンション・アパートが建築される場合、建築主となるのは、マンション業者や土地所有者の場合など様々です。

宅地開発の場合も同様に、事業主（開発者）となるのは、土地所有者、開発業者、不動産業者など様々です。

基本的には、「建築主」及び「開発者」と話し合っていただくことになりますが、実際には、「建築主」や「開発者」から委任された「建築士事務所」や「コンサルタント会社」などが、地域との窓口となることがあります。

これらの事業者から連絡調整の申出があった場合には、自治会加入に関することをはじめ、転入者と地域住民の交流を促進するために必要な事項について、事業者の誰が窓口となるのかを確認しましょう。

※ 地域からの申出を受けて協議する場合、協議先（事業者）については、建設（又は開発）前であれば、事業主（又はその代理人や受任者等）となり、着工後や販売が決まった後などの段階に応じて、最も適した事業者（管理会社等）と話し合いが望ましいため、京都市が、申出を受けた際に、理由等を確認の上、適切な事業者に通知します。

② 次に、事業者に聞いてみましょう

「マンションが建つ」あるいは「宅地開発が行われる」場合、「どのような人が」「何世帯くらい」「いつから」入居されるのかなど、建築や開発の計画書等の提示を求めるなど、事業者の説明を聞きましょう。

入居者に関すること（分譲・賃貸の別、主な募集対象層（ファミリー向け、単身世帯等）、販売期間、入居予定日等）は、計画書に記載されていないことが多いので、必要に応じて事業者に聞きましょう。

③ 地域において「転入者をどのように迎えるのか」を考えましょう

事業者に聞いた物件等の内容を参考に、転入者について、

- ・ 既存の会・組・班に入ってもらおう
- ・ 新しい会・組・班をつくってもらおう

のどちらにするのか、地域で話し合しましょう。

既存の会・組・班に入ってもらおう場合、既に組織があるので、加入までの期間は短くなるメリットがあります。ただ、転入者が多い場合、既存の会・組・班の負担が大きくなることもあります。また、特に単身者用のアパート・寮の場合、各世帯単位とするのか、建物単位での加入とするのか、といったことも考える必要があります。

一方、新しい会・組・班を作ってもらおう場合、家族構成や年齢層が比較的近い方が多いので、まとまりやすいメリットがありますが、初めて出会う方ばかりで立ち上げることになり、ある程度のサポートが必要で、時間を掛けることもあるでしょう。

転入者に、どのような形で自治会・町内会に入ってもらおうか地域の考え方を決めた上で、事業者にどのような協力を求めるのか、また、地域として何をすべきかについて話し合ってください。

④ 事業者に伝えましょう

伝えることは3点あります。

○ 転入者に、どのような形で加入してほしいのか。

③でも記載しましたが、加入の仕方によって、転入者への取次方等が変わります。まず、この意向を、できれば理由を含め、しっかりと伝えましょう。

○ 自治会等、地域コミュニティの情報（会則、活動、会費、役員等）

転入者に渡すための地域の案内のチラシ等に情報がまとまっていれば、それを渡すのが効果的です。この手引でも、こうしたチラシのサンプルを掲載しておりますので、ご活用ください。（P. 20 参照）

そうしたものがない場合は、一つ一つ確認しながら、伝えましょう。

（参考例）

- ・ 会則・規則等：自治会・町内会の会則等
- ・ 会費等：金額の他、内訳や集め方も重要です。
- ・ 行事・取組等：防災訓練、地蔵盆や運動会、ハロウィン等の年間行事、地域清掃、防犯・見守り活動、の取組についてお伝えください。地域活動とあわせて、地域の歴史や文化などの魅力や特徴をまとめたリーフレット等を作成すると便利です。
- ・ 役員等：役員について、それぞれの役割や役員の選ばれ方、任期のほか、当番のローテーションなども重要です。
- ・ その他：規則等で明文化されていなくても、地域のルールやマナーなどがあれば伝えましょう。

○ 事業者に自治会・町内会への加入に関して協力してほしいこと。

(例)

- ・ 重要事項説明時における自治会・町内会情報等の記載、説明
- ・ 転入者への地域の情報の提供
- ・ 転入者の自治会・町内会への加入勧誘、入会希望の取次
- ・ 入居者が最初に集まる機会（例：第1回管理組合総会）において自治（会）連合会から説明する機会を設けること
- ・ 新しい自治会・町内会の結成の支援（※） 等

具体的に協力してほしいことを、理由も合わせて伝えましょう。

転入者への自治会・町内会への加入の呼び掛けに当たっては、地域の情報を伝えるだけでなく、地域コミュニティの重要性、自治会・町内会の意義、地域の思いをしっかりと伝えていくことが大切です。本市の啓発チラシ等もご活用ください。

※ 自治会・町内会を新しく結成する場合、マンション住民だけでなく、地域からの支援と、事業者にも協力を求め、丁寧に進めることが大切です。また、京都市地域コミュニティサポートセンター（TEL 222-3098）でも、ご相談に対応しています。

☆ 自治会・町内会の強い味方：地域コミュニティサポートセンター

地域コミュニティに関する様々なお問合せの相談窓口である「地域コミュニティサポートセンター」では、自治会・町内会の運営や地域活動への参加促進などの相談に応じた助言や情報提供、啓発物の配布等により、自治会・町内会の活動を応援しています。

「近所にマンションが建設されるが、自治会・町内会への加入呼び掛けはどうしたらいいの？」

「マンションで自治会・町内会を設立するにはどうしたらいいの？」といったご相談をはじめ、地域活動を紹介するリーフレットの作成や自治会・町内会の設立に向けた交流会開催等への助成制度もありますので、お気軽にご相談ください。

☆ 共同住宅のコミュニティについて

分譲マンションの場合、建物（及び敷地）の維持管理を目的とした団体として「管理組合」があります。

管理組合と町内会の関係については、次のようなパターンがあります。

- ① 管理組合が町内会的な要素を兼ねている
- ② 管理組合とは全く別の組織として、マンション内に町内会がある

なお、賃貸マンションの場合、管理組合はなく、管理会社及び建物のオーナー等が維持管理をしています。

また、マンション等の集合住宅の居住者の町内会・自治会への関わり方には概ね以下の3つのパターンがあります。

- ① マンション等だけで一つの町内会・自治会を形成する場合
- ② 一つのマンション等が「1 会員」として、地域の町内会・自治会に参加する場合
- ③ マンション等内に町内会的な組織はなく、各居住世帯が個別に地域の町内会・自治会に参加する場合

☆ 自治会・町内会の設立について

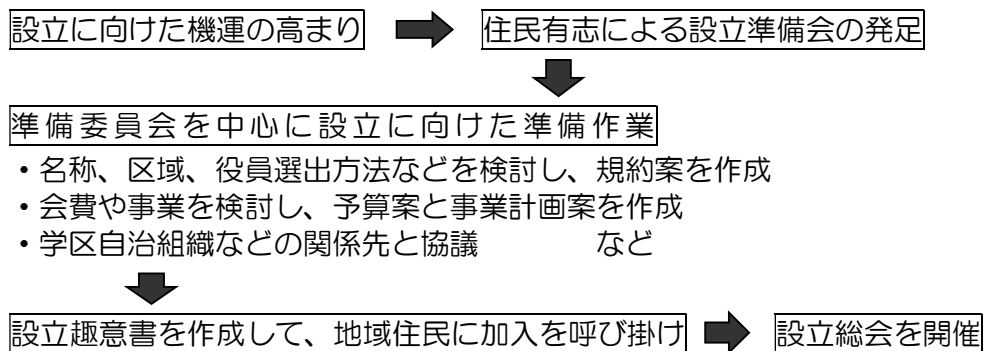
新しい大規模マンションが建設された場合や、新しく開発された住宅地に一度に住宅がたくさん建設された場合には、自治会・町内会を新たに設立されるケースがあります。

設立には、「町内会がやっぱり必要だ」「みんなで作ろう!」という機運の高まりが大切です。まずは、みんなで集まる機会をつくり、自治会・町内会について話し合ってみましょう。

また、学区自治組織は、自治会・町内会の設立を積極的に働き掛けて、運営方法をアドバイスしたり、隣接する自治会・町内会との橋渡しをするなど、地域の一員として温かく迎えます。

地域コミュニティサポートセンターや各区役所・支所地域力推進室では、規約や各種様式の見本を提供するなど、自治会・町内会の設立を支援していますので、お気軽にご相談ください。

○設立の一般的な手順



4 よくある質問

Q. 1 本制度に基づき、地域と事業者とで協議（連絡調整）を行う対象となる事項は何ですか？事業者に対して、自治会加入の促進等の協力について、どのようなことを求めればよいでしょうか。

A. 「共同住宅等の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項」として、具体的には、

「重要事項説明時における自治会・町内会に関する情報、説明」

「転入者への地域の情報の提供」

などへの協力を想定しています。

このような「住宅購入者・賃借人への地域活動に関する情報の提供」については、条例で事業者の努力義務として定めています。

なお、この規定に加えて、条例第5条では、「事業者は、地域コミュニティ活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない」と規定している他、第14条では、掲示板の設置等、共同住宅住民や地域住民の交流促進のための措置について、それぞれ、努力いただく規定を設けています。

「加入の取次」、「自治会・町内会の立ち上げ」については、具体的に規定していませんので、個々の協議の際に、要望を伝えていただき、協力できる範囲を調整してください。（P8 参照）

一方、中高層条例に基づく事業計画説明等については、建築計画や工事の内容そのものに関連するものであり、目的、対象、内容が異なります。

根拠	主な対象	目的	内容
中高層条例	隣接地の住民	紛争の抑止	主に建築計画や工事等に関する事項
地域コミュニティ活性化推進条例	自治（会）連合会や町内会・自治会の会長	転入者の地域参加の円滑化	共同住宅等の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項

Q. 2 建設の途中で事業者が代わった場合は、どうなりますか。

A. 引き継いだ事業者は、地域と連絡調整を行い、本市に状況を報告していただくことになります。基本的には、前事業者と地域の間で、既に合意されていることをそのまま引き継いでいただくこととし、引き継いだ事業者は事業者が代わった旨と、連絡調整の事項を引き継ぐことを地域と確認していただき、その結果を報告していただきます（条例第16条参照）。

Q. 3 転入される方に、自治会・町内会への参加をどのようにアピールすればよいでしょうか。

A. 特に、若い世代の自治会・町内会への加入、地域活動への参加の促進については、地域コミュニティサポートセンターでもよく相談される課題です。

夫婦ともに働いている方が多く、なかなか時間の捻出が難しく、役をこなせないという声もお聞きする一方、最近の地震や台風等による災害を経験され、地域のつながりの大切さを改めて認識された方も多い状況です。

転入される方は、子どもの見守り等の子育て環境や地域の安心安全に関心が高く、自治会等のそのような活動と役割を伝えたり、世代の状況に応じた参加しやすい自治会運営を工夫されている例もあります。地域コミュニティサポートセンターでは、そのような事例を収集し、広く共有していきたいと考えています。

Q. 4 事業者と協議したのですが、要望を受け入れてはもらえませんでした。建築確認や開発許可に影響を与えますか。

A. 協議が整わなかったとしても、建築や開発許可に影響を与えるものではありませんが、事業者には本制度の趣旨を理解いただき、理由を確認したうえで、地域の加入促進の取組に、できる限りの協力を求めましょう。

☆ 参考となる工夫Ⅰ

転入された方の自治会・町内会への加入の事例の中で、どこの地域でも始められる工夫について、いくつかご紹介します。

【工夫1】 転入者に渡すものを準備しておく

転入者に声を掛けるには、まず、町内会・自治会等の地域に関する情報を的確に伝えることが大事です。地域を紹介するチラシをあらかじめ用意しておき、いつ事業者が来ても、共通でそれを渡してもらえるようにしているという地域があります。

この手引でも、こうしたチラシのサンプルを添付しておりますので、ご活用ください。（P. 20参照）

【工夫2】 一気に、一斉に、ではなく、段階的に受け入れる

集合住宅の単位で一つの自治会をつくってもらう場合、転入者だけで新たな組織を立ち上げるのに時間が掛かり、結果的に自治会を通じた地域の情報が転入者に入ってくるようになるのが遅くなる、ということもあります。

ある学区では、入居当初は、既存の町内会に加入してもらい、一定、入居者もそろった段階で、新たな自治会を設立する、という運用をされています。地域としても、少し手間の掛かる方法ですが、転入者へのアプローチまでに時間が掛かってしまい、転入してきた方々が「自治会等にかかわらない生活」に慣れてしまった結果、加入の働きかけが難しくなり苦労された経験を元に始められたやり方です。

☆ 参考となる工夫Ⅱ

【工夫3】 まず、特に入会を希望する方だけを受け入れる

入居者数十世帯のうち、地域の町内会に入っているのは数世帯、というマンションもあります。加入しているのは、子どものためにしっかりと地域とつながってほしい、と考えた親御さんです。地域としては、そうした方を核に、他の方の加入を進めたいと考えられています。

一方、マンション住民の方から、自分の家族だけでも地域の町内会に加入したいと思っているけれども、マンションについては1棟単位での加入としているため、1世帯だけの加入は断られたという声も聞きます。

一気に、一斉に、加入を目指すというのは、成功すれば効果が高いですが、それが出来なかった場合の次善の工夫として、まず、加入を希望される方から受け入れていく、というのも一つの方法です。

【工夫4】 賃貸住宅での町内会費の集め方

単身者向けの賃貸住宅で、オーナーが地元の方の場合など、1棟で1会員として加入されている例は多くあります。

会員としての役割や権利は、例えば「準会員」として、通常の会員とは異なっている場合もありますが、地域の情報が回ってくるなど、入居者にとってプラスの要素もあります。

こうした場合は、町会長や組長・班長が、各世帯から個別に町内会費を集めるよりも、管理人の方などが、まとめて支払われる方が現実的で、そのようにされている場合がほとんどです。

※ 京都市では、転入者の自治会・町内会加入が進むよう、工夫されている事例等を広く知っていただくことが大切と考えています。

地域コミュニティサポートセンター、各区役所・支所において、様々な事例をお知らせいただき、また、お話を聞くなどして、有効な手法等については、他の地域でも活用していただきたいと思います。

このような事例等をポータルサイトなどでも発信していきますので、情報提供や取材等についても、ご協力をよろしくお願いします。

<https://chiiki-npo.city.kyoto.lg.jp/>



京都市地域コミュニティ活性化推進条例に規定する連絡調整に関する要綱

(共同住宅建設における連絡調整の報告)

第1条 京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則（以下「規則」という。）第1条の規定による報告は、連絡調整状況報告書（第1号様式）により行うものとする。

(連絡調整の申出)

第2条 規則第2条に規定する申出は、連絡調整申出書（第2号様式）により行うものとする。

(連絡調整の通知)

第3条 京都市地域コミュニティ活性化推進条例（以下「条例」という。）第15条第5項（第17条第6項において準用する場合を含む。）に規定する通知は、連絡調整に係る通知書（第3号様式）により行うものとする。

(事前協議)

第4条 条例第15条第1項（同条第3項並びに第17条第3項及び同条第5項において準用する場合を含む）に規定する連絡調整を行う者は、連絡調整を行う相手が不明な場合その他連絡調整に関して必要がある場合は、文化市民局地域自治推進室と協議を行うものとする。

(地域の窓口)

第5条 地域自治を担う住民組織は、連絡調整の窓口となる者について、あらかじめ連絡調整窓口届出書（第4号様式）により届け出ることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、この要綱の決定の日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

連絡調整状況報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

京都市地域コミュニティ活性化推進条例 ☐ 第15条第1項（特定共同住宅建設） ☐ 第17条第3項において準用する第15条第1項（戸建住宅建設を目的とした1,000㎡以上の宅地開発） ☐ その他（ ） の規定により、共同住宅等の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項について、報告します。			
物件	名称（※2）		
	所在地（※1）		
	種別（※1）	☐ 共同住宅等建設 ☐ 戸建住宅建設を目的とした宅地開発	
	工事完了予定日（※2）	年 月 日	
	入居開始予定日（※2）	年 月 日	
	住戸又は区画の数(※1)	戸・区画（開発にあっては区画数を記入）	
連絡調整状況	連絡調整を実施した者（※1）	所属 氏名 連絡先	
	相手方（※1）	団体名 氏名	
	連絡調整を実施した日（※1）	年 月 日 (☐ 訪問 ☐ 電話 ☐ その他（))	
	関連事業者（※2）	区分	事業者名（連絡先）
		建築	()
		販売	()
		賃貸	()
		管理	()
	連絡調整の内容等（共同住宅等の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項）	☐ 転入者への地域情報の提供及び自治会・町内会加入の呼びかけについて ☐ 自治会・町内会への入会希望の取次ぎについて ☐ 新しい自治会・町内会の結成の支援について ☐ その他（ ）	
その他			

注 該当する□に、レ記を記入してください。

※1 必ずご記入ください。 ※2 記入できる場合はご記入ください。

第2号様式（第2条関係）

連絡調整申出書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
住所	氏名（団体名及び代表者名）
電話（ — ）	

（注） 連絡調整の窓口を「地域自治を担う住民組織」（学区自治（会）連合会等）以外の団体（町内会等）に委任される場合は、委任状を添えてください。

連絡調整について、京都市地域コミュニティ活性化推進条例 ☐第15条第2項 ☐第17条第4項 の規定により、共同住宅等の居住者と地域住民の交流を促進するために必要な事項について事業者との連絡調整を行いたいので、申し出ます。		
対象となる 物件	名称	
	所在地	
	種別	☐ 共同住宅等建設 ☐ 戸建住宅建設を目的とした宅地開発
申出に係る 事業者	名称	
	所在地	
連絡調整を 求める事項	☐ 転入者への地域情報の提供及び自治会・町内会加入の呼びかけについて ☐ 自治会・町内会への入会希望の取次ぎについて ☐ 新しい自治会・町内会の結成の支援について ☐ その他（ ）	
事業者から の連絡方法	☐ 電話（ — ） ☐ Eメール（アドレス： ） ☐ その他（ ）	
	☐ 上記の連絡先について、対象となる物件を建設、開発、販売、賃貸又は管理をする事業者に提供することを認めます。	

注 該当する□には、レ記を記入してください。

委任状

地域自治を担う住民組織名 代 表 者 名 以下の者に連絡調整の窓口を委任します。 受任者 所属 氏名

様

京 都 市 長

（担当：文化市民局地域自治推進室）

連絡調整に係る通知書

京都市地域コミュニティ活性化推進条例

☐ 第15条第3項

☐ 第17条第5項

に基づき、下記のとおり連絡調整を行い、その状況を報告してください。

記

1 対象物件

(1) 名 称

(2) 所在地

2 相手先

(1) 団体名

(2) 代表者

(3) 担当者及び連絡先

3 連絡調整の申出理由

4 報告期限 この通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として提起しなければなりません（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

（宛先）京都市長

連絡調整窓口届出書

地域コミュニティ活性化推進条例第15条第1項及び第17条第3項に規定する連絡調整窓口の情報について、連絡調整を行おうとする事業者に対して提供することを了承し、以下のとおり、届け出ます。

学区名	
代表者（届出者）の氏名	（よみがな）

窓 口 と な る 者	氏名	同上的場合は ☐ にチェック （よみがな）
	住所	
	連絡先	（電話番号、メールアドレスなど）
	備考	（電話のつながりやすい時間帯など）

〇〇年〇〇月

〇〇〇〇 様

□ □ 町 内 会
会長 〇〇 〇〇

ようこそ、 町へ

〇〇さん、はじめまして。

この度、□□町に引っ越して来られたこと、町内一同、うれしく思っております。

□□町町内会では、誰もが住みやすい町になるよう、近所で親睦を図りながら、活動しています。

「ここに住んでよかったなあ」と思えるまちを、ぜひ一緒につくっていきましょう。

- 1 ここは、 □□町内会 ■ 組です。(町内全体では■■組あります)
 なお、学区は、▲▲学区です。
 (避難情報等は、学区単位で発令されますので、お知りおきください。)

- 2 会 費 月 _____ 円 (年 _____ 円)

※1年分を4月に集めます。

内 訳 ・
 ・
 ・

- 3 □□町の主なイベント

8 月 地蔵盆

10 月 区民運動会

1 月 防災訓練

(その他、▲▲学区主催のイベントがあります。)

お問い合わせは、□□町内会会長 〇〇 (電話 _____) へ。
 よろしくをお願いします。